

1. 認定こども園の普及に係る考え方

◎プランの考え方

- (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供と、地域の子育て支援の充実を推進するための重要施策として認定こども園の普及を進める。

- 既存施設（幼稚園・保育所）への意向調査を実施し、認定こども園への移行について支援

【新規認定こども園設置数】

令和2年度実績	令和3年度実績
令和3年4月に4か所	令和4年4月に2か所

- (2) 認定こども園の普及にあたっては、私立幼稚園及び私立保育所の意向を積極的に支援するとともに、「横須賀市公立保育園再編実施計画」に位置付けられた公立保育所の認定こども園への移行も進める。

- 認定こども園への移行を支援するため、国の補助制度を活用した施設整備費の助成を実施

【施設整備費助成施設数】

令和2年度実績	令和3年度実績
幼稚園2施設 保育所1施設	幼稚園1施設 保育所1施設

- 認定こども園への移行を支援するため、国の補助制度を活用した運営費の助成を実施

【私立幼稚園運営費助成施設数】

令和2年度実績	令和3年度実績
2施設で実施	2施設で実施

- ・ 認定こども園に移行する幼稚園や保育所に勤務する職員（幼稚園教諭、保育士）の資格取得に必要な経費の助成を実施。

【実施施設数及び実施職員数】

令和2年度実績	令和3年度実績
2か所2人	3か所3人

- ・ 「横須賀市公立保育園再編実施計画」に位置付けられた公立保育所の認定こども園への移行

【同計画において幼保連携型認定こども園として再配置することとした施設】

①中央こども園（令和4年度開園）

- ・ 横須賀市職員厚生会館をこども園に改修し、上町・鶴が丘保育園を統合・移転

②（仮称）南こども園

- ・ 久里浜公園内に園舎を新築し、森崎・ハイランド保育園を統合・移転

③（仮称）北こども園

- ・ 追浜地区に園舎を新築等し、追浜保育園を移転

（3）令和6年度には31か所の設置を目指す。

【認定こども園への移行状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	(10施設) 10施設	(10施設) 10施設	8施設	7施設	7施設
幼保連携型	(12施設) 12施設	(16施設) 16施設	21施設	24施設	24施設
計	(22施設) 22施設	(26施設) 26施設	29施設	31施設	31施設

※各欄下段は計画数値。上段（ ）は実績数値

【今後の進め方】

◎今後も事業の考え方に沿って事業を進める。

2. 学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策

◎プランの考え方

(1) 子どもの処遇改善や職員の資質向上、待遇改善に資するための事業を進める。

【令和2年度実績】

- ・ 白峰学園保育センターにおける保育専門研修の実施。
- ・ 幼稚園教諭や保育士を対象とした研修会の開催。
- ・ キャリアアップ研修の実施
- ・ 放課後児童支援員等を対象とした研修の実施
- ・ 処遇改善等加算の拡充（6 %程度）
- ・ 処遇改善等加算のさらなる拡充（技能・経験を積んだ保育士等（市独自分追加））
- ・ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例等適切な運用

【令和3年度実績】

- ・ 白峰学園保育センターにおける保育専門研修の実施。
- ・ 幼稚園教諭や保育士を対象とした研修会の開催。
- ・ キャリアアップ研修の実施
- ・ 放課後児童支援員等を対象とした研修の実施
- ・ 処遇改善等加算の拡充（6 %程度）
- ・ 処遇改善等加算のさらなる拡充（技能・経験を積んだ保育士等（市独自分追加））
- ・ 国の令和3年度補正予算に基づき、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（収入を3 %程度引き上げ）を実施
- ・ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例等の適切な運用

- (2) 幼児期の学校教育・保育のうち教育・保育施設と地域型保育事業者との連携・接続について、連携施設の確保を積極的に支援する。

【令和2年度実績】

地域型保育事業所の卒園後の受け皿等となる連携施設については、本市にある全ての地域型保育事業所に設定されています。

【令和3年度実績】

地域型保育事業所の卒園後の受け皿等となる連携施設については、本市にある全ての地域型保育事業所に設定されています。

地域型保育事業所の連携施設の内訳（令和4年4月1日現在）

地域型保育事業所	施設数	連 携 施 設			
		公立保育園 ・こども園	民間保育園	幼稚園	幼保連携型 認定こども園
家庭的保育事業所	13	8	1	0	4
小規模保育事業所	3	1	1	1	1

※1つの地域型保育事業所において、複数の連携施設を設定している場合があるため、「施設数」と「連携施設の内訳の合計」は一致しません。

【今後の進め方】

◎今後も事業の考え方に沿って事業を進める。

また、地域型保育事業者の連携施設の確保については市立保育園の活用だけでなく民間保育所にも働きかける。

3. 学校教育・保育と小学校等との連携の推進方策

◎プランの考え方

- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との交流事業や情報交換会等を実施するとともに、幼稚園幼児指導要録や保育所児童要録などにより子どもが培ってきた生活実態を共有する。

【令和2年度実績】

- ・幼稚園幼児指導要録、保育所児童要録等の作成
- ・アプローチプログラムを策定
- ・情報交換の実施（新型コロナウイルス感染防止のため形式を変更して実施）
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、保育所・小学校交流事業は中止

【令和3年度実績】

- ・情報交換会の実施
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、保育所・小学校交流事業は中止

- (2) 幼保小それぞれの理解を深めるための研修会や講演会等を開催する。

【令和2年度実績】

- ・新型コロナウイルス感染防止のため中止

【令和3年度実績】

- ・スタートカリキュラムの様子をビデオで見学し、小学校教諭とこども園園長等のパネルディスカッションを実施
- ・よりよい連携についてリーフレットを作成し、全小学校、市内幼稚園、保育所、認定こども園に送付
- ・小学校教諭を対象としたスタートカリキュラムの研修を実施

【今後の進め方】

- ◎今後もプランの考え方に沿って事業を進める。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の考え方

◎プランの考え方

- (1) 施設等利用給付費の支給（保育料の無償化）については、できる限り効率的・効果的な方法により、子育て世帯及び事業者が、無償化の効果を実感できるよう進める。

【令和2～3年度実績】

- ・無償化施策は国の基準に一部上乗せを行い以下のとおりとした。

「子育てのための施設等利用給付」の支給によって無償化を実現するのは①又は②に該当する児童。

（上記以外の児童は従前の「子どものための教育・保育給付」により無償化）

①私学助成幼稚園を利用している満3歳以上の児童

②認可外保育施設などを利用、または幼稚園、認定こども園の教育利用と併せて預かり保育を利用している児童のうち、保育の必要性があると認められる児童（限度額あり）

3～5歳：全世帯 月額37,000 円（預かり保育は月額11,300 円）を限度

0～2歳：国の無償化基準の住民税非課税世帯に加え、市独自に年収500 万円未満相当世帯 月額42,000 円（預かり保育は月額16,300 円）を限度

- ・子育て世帯の負担軽減や給付事務の簡素化を図るため、施設等利用給付費の支給方法は、一部、事業者の法定代理受領方式を採用している。

【今後の進め方】

- ◎今後もプランの考え方に沿って事業を進める。